

函館市専門家派遣型 I T 活用支援事業実施要綱

(事業の内容および目的)

第 1 条 本事業は、I T 活用による生産性向上を目指す市内の中小企業者等に対し、I T と経営の双方の専門的な知識を有する者を派遣して、生産性の向上に資する方策を助言する等により、中小企業者等の経営改善を促進し、もって地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、各用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 I T と経営の双方の専門的な知識を有し、特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会が認定する I T コーディネータの資格を有する者をいう。
- (2) 派遣 民間の専門家が、市長からの委嘱に基づき、市内の中小企業者等の事業所等を訪問し、診断助言を実施することをいう。ただし、市長が予め必要と認める場合は、中小企業者等の事業所以外での実施を認めるものとする。
- (3) I T 活用 ソフトウェア、サービスなどの情報技術を活用することをいう。
- (4) 生産性向上 各種の経営資源の投入に対する、売上げやサービス品質、顧客満足度といった産出の割合を増大させることをいう。
- (5) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に規定する中小企業団体とする。
- (6) 企業グループ 2 以上の中小企業等により構成されるグループであって、事業の実施に関する協定を締結している、または運営規約に事務処理体制が確立している等、グループの存続性から実施主体と認められるものであり、かつ中核的役割を担う代表企業および

総構成員の3分の2以上が市内中小企業者等に該当するものをいう。

(実施主体等)

第3条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業の一部を専門家に委託するものとする。

(利用対象者)

第4条 当事業の派遣対象は市内に事業所を有する中小企業者等または企業グループであって、次のいずれにも該当する者とする。

ただし、別表1に示す事業や、社会常識上および倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす、など）を行っている者は除く。

また、IT産業を主たる事業として営む者（直近2期分の事業年度の平均売上高のうち最大のものがIT産業から得られた実績を有する事業者）、もしくはこの者を含む企業グループは除く。

(1) 派遣の申請を行う年度の初日から起算して過去3年以上、派遣希望事業に係る実績がある者

ただし、その代表者が別な中小企業者等（市内に事業所を有するものに限らない。）において当該事業を営んでいた、または現に営んでいる場合は、両者を通算するものとする。

(2) 派遣申請年度の前年度までの市税を滞納していない者

(事業の手順等)

第5条 本事業は、次の各号の手順等により実施する。

(1) 専門家派遣申請

専門家の派遣を受けようとする中小企業者等（以下「派遣申請者」という。）は、第1号様式の申請書を市長に提出するものとする。

第6条第3号において専門家名簿に登録された専門家が複数いる場合、派遣申請者は同名簿から専門家を指定することができる。

(2) 派遣の可否の決定

市長は、前項の申請書の受理後、速やかに第2号様式の審査票により以下のアからウの要件について審査し、専門家の派遣の可否を決定する。

なお、前号の申請書において以下の要件の有無が不明確である場合や、専門家による診断助言に向けた調整が必要と判断された場合には、市職員は派遣申請者に対して現地調査や事前ヒアリングを実施するものとする。

- ア 自ら経営課題の解決を図り、経営の向上を目指す意欲があること
- イ 経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること
- ウ 専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況にあると判断されること

(3) 診断助言実施計画書の提出

前号の審査の結果、専門家の派遣が適当と認められる場合、市長は専門家に第3号様式の計画書を作成させ、提出させるものとする。

(4) 診断助言実施計画の承認および専門家派遣の決定

前号の計画書の内容が妥当であると判断されるときは、市長は当該計画を承認し、専門家の派遣を決定する。

当該決定の後、市長は専門家に対しては、第4号様式の依頼書により診断助言を依頼するとともに、派遣申請者に対しては、第5号様式の通知書により専門家の派遣が決定した旨を通知する。

(5) 診断助言への職員等の同席

専門家による診断助言を実施する際は、必要に応じ市職員が同席することができるほか、専門家は、必要に応じ技術的な専門知識を有する者の同席を市に求めることができる。

(6) 派遣日数の制限

1事業年度内における1中小企業者等への専門家の派遣は、原則として延べ2日間の診断助言実施を限度とする。

なお、日数の算定にあたっては、4時間以上の診断助言を行った日を1日分とみなし、2時間以上4時間未満の診断助言を行った日を半日分とみなすことができる。

また、1日間における診断助言は、最長でも6時間未満であるものとする。

(7) 診断助言実施計画の変更

診断助言を行う専門家は、診断助言実施計画に大幅な変更を生じる場合においては、事前に市長に報告することとする。

なお、事前の報告なく、日程等に大幅な変更がなされたときは、市長は謝金を支払わない場合がある。

(8) 診断助言の中止

派遣が決定した中小企業等について、診断助言の効果が見込めないと判断される場合、市長は専門家の派遣を中止することができる。

(9) 診断助言完了の報告

市長は、同条第4号および7号で決定した派遣日数を終了したとき、もしくは1回以上派遣したうえで同条第8号の規定により派遣を中止したときは、最終の診断助言日から30日以内に、派遣された専門家からは第6号様式の診断助言完了報告書を、派遣を受けた中小企業者等からは第7号様式の派遣完了報告書をそれぞれ提出させるものとする。

(10) 事後調査

市長は、職員に命じて、派遣終了後の派遣申請者の状況把握および制度利用の効果測定などを目的とした調査を実施することができるものとし、派遣申請者は、協力しなければならない。

また市は、その調査の結果、支障あるものと認められた場合は、対応策を協議するものとする。

(11) 説明会

同条各号に定めるもののほか、市長は、必要と認めるときには、本事業を含むIT活用による生産性向上支援事業の周知に係る説明会等を開催するものとし、専門家もこれに参加を通じて協力するも

のとする。

(専門家の募集・登録事務等)

第6条 専門家の募集・登録事務等は、次の各号の手順により実施する。

(1) 募集方法

市長は、函館市内および近郊に居住し、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会が認定するITコーディネータの資格を有し、本事業の専門家として業務を遂行できる実務経験者を募集する。

(2) 専門家登録の申請

登録を希望する専門家は、第8号様式の申請書を市長に提出する。

(3) 申請の承認

市長は前号の申請書に基づいて申請者の資格、経歴、実績等を考慮のうえ登録の可否を判断し、登録が妥当であると判断したときは、申請者に承認を通知し、専門家名簿に登録する。

(4) 専門家登録の変更・廃止

登録内容の変更または登録の廃止を希望する専門家は、第9号様式の届出書を市長に提出するものとする。

(5) 専門家登録の期限

専門家の登録期限は、登録年度の3月末日までとする。ただし、当事業を継続する限りにおいて再任を妨げない。

(6) 登録の取消し

当事業の専門家としてふさわしくないと判断される場合は、市長は登録家の登録を取り消すことができる。

(派遣業務委託料について)

第7条 専門家に対する派遣業務委託料についての取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 診断助言に要する経費について

当事業により診断助言を行った専門家に対する委託料は、市が支払うものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料は、第3号様式の計画書に記載された診断助言実施スケジュールの診断助言終了後であって、第6号様式の報告書および第7号様式の証明書の提出を市が確認した後に、口座振込により支払うこととする。

なお、第6号様式の報告書に記載された内容が、実際には行われていないと判断される場合は、市はこれを支払わないこととする。

(専門家の義務等)

第8条 専門家は派遣を引き受けることにより知り得た対象企業の企業秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

2 市は、必要があると認めたときは、対象企業の事業所への派遣（以下「現地派遣」という。）が終了する前に、当該専門家に対して中間状況報告を求めることができる。

3 現地派遣の期間は、天災その他やむを得ない事情がある場合または市長が必要と認めた場合に、延長または短縮することができる。

(派遣の否決)

第9条 市長は、第5条第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する申請については、派遣を決定しない。

(1) 派遣申請者の実務を行うまたは派遣申請者に取引先を斡旋するなど、派遣申請者の自助努力に対する専門的見地からの診断助言と認められないとき

(2) 一般的な経営知識、技術等に終始する、または社員や経営者を対象とした研修での講義が主体であるなど、特定の経営課題を解決するための診断助言と認められないとき

(3) 資格認証取得などを目的とした内容で、専門家の派遣に係る経費がその取得のための経費の一部に当てられることが明らかなき

(4) 派遣申請者と専門家が顧問契約あるいはそれと同等と判断され

る関係にあり，派遣がその業務の一環であると認められるとき

- (5) 派遣申請者が，過去に当該専門家派遣事業において，同一あるいはそれと同等と判断される内容で診断助言を受けた専門家（当該専門家が属しているまたは属していた企業に属する他の専門家を含む）を選定したとき
- (6) 選定された専門家が，派遣申請者の企業及び関連企業等に現に属しているとき
- (7) 本事業以外の制度を活用する方が，課題の解決に資するものと認められるとき

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。

別表 1

| 業種等 | 左記の業種等のうち、補助対象とならない事業 |
|---------|---|
| 不動産業 | 投機的取引を行っている土地ブローカーなど |
| 興信所 | 専ら個人の身元調査等を行う探偵業など |
| 娯楽業 | 風俗関連営業，パチンコホール，競輪・競馬等に係る事業など |
| 旅館業 | モーテルなど |
| 浴場業 | 特殊浴場のうち風俗関連営業 |
| 民間職業紹介業 | 芸妓周旋業 |
| その他 | 宗教団体，政治・経済・文化団体，非営利的団体（特定非営利活動法人は除く。），公務，集金業，取立業，学校法人など |